

平成 23 年 9 月 7 日

台風 12 号による被災者の方々への支援について

この度の台風 12 号により被災されました皆様に、心よりお見舞い申し上げますとともに、早期の復旧をお祈り申し上げます。

当社は、被災者の方々や被災地の救援・復旧に役立てていただくため、災害救助法適用市町村にお住まいのお客様に対し、届出印鑑の喪失等の被害について、可能な限りの便宜を図り、全面的にご支援させていただきます。

【災害救助法適用市町村】

鳥取県 : 東伯郡湯梨浜町、西伯郡南部町

三重県 : 熊野市、南牟婁郡御浜町、南牟婁郡紀宝町

奈良県 : 五條市、宇陀郡御杖村、吉野郡吉野町、吉野郡下市町、吉野郡黒滝村、
吉野郡天川村、吉野郡野迫川村、吉野郡十津川村、吉野郡川上村、
吉野郡東吉野村

和歌山県 : 田辺市、新宮市、日高郡日高川町、東牟婁郡那智勝浦町、
東牟婁郡古座川町

岡山県 : 玉野市

また、お困りの点やご不明な点がございましたら、ご遠慮なく各本支店またはいちよしダイレクト<フリーダイヤル 0120-039-144>までお問い合わせ下さい。

役職員一同、被災地の皆様のご健康及び被災地の一日も早い復旧を祈念いたしております。

以 上